

## J A S 制度のあり方検討会 最終報告（案）

～食と暮らしの安全・安心に資する21世紀のJ A S制度を目指して～

2004年 10月

J A S 制度のあり方検討会

## ＪＡＳ制度のあり方検討会 最終報告（案）目次

はじめに	1
検討に当たっての基本的な視点	1
1    ＪＡＳ規格のあり方	1
2    ＪＡＳ規格の認証のあり方	2
3    品質表示基準のあり方	2
ＪＡＳ規格のあり方	3
1    ＪＡＳ規格のコンセプトの明確化	3
2    新たな社会ニーズに対応したＪＡＳ規格	4
( 1 ) 表示とリンクしたＪＡＳ規格	4
( 2 ) 流通の方法に関するＪＡＳ規格	5
( 3 ) その他のＪＡＳ規格	5
3    ＪＡＳマークのあり方	6
4    ＪＡＳ規格の制定・見直しの基準への反映	7
ＪＡＳ規格の認証のあり方	9
1    「改革実施計画」に係るＪＡＳ制度の対応方向	9
( 1 ) 登録認定機関の登録における行政の関与のあり方	9
( 2 ) 登録認定機関の業務実施における行政の関与のあり方	10
( 3 ) 登録認定機関、認定事業者の取消等における行政の関与のあり方	10
2    登録外国認定機関の登録に係る同等性要件	11
3    登録格付機関等による種格付	12
4    ＪＡＳ規格の認証に係るその他の課題	13
( 1 ) 登録認定機関による製品検査について	13
( 2 ) 認定の技術的基準のあり方	13
( 3 ) 格付検査の方法のあり方	14
5    独立行政法人農林水産消費技術センターの位置付け	15
品質表示基準のあり方	15
1    名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合	15
2    表示規制の対象の拡大	18
3    表示の適正化の実効性の確保	18
( 1 ) 表示違反に対する監視指導等	18
( 2 ) 表示を行う際の根拠書類等の保持	19
参考資料	20
ＪＡＳ制度のあり方検討会開催要領	20
ＪＡＳ制度のあり方検討会の検討経過	23

## はじめに

JAS制度は、昭和25年のJAS法制定以来のJAS規格制度と、昭和45年に追加された品質表示基準制度の2つの制度から成り立っており、飲食料品等の品質の底上げや取引・使用の合理化等に寄与してきたほか、消費者の商品選択の拠り所としての役割を果たしてきている。

また、近年は、平成5年には地鶏肉や熟成ハム類のように生産方法に着目したJAS規格の制定を可能とし、平成11年には全ての飲食料品に品質表示を義務付けるなど、消費者のニーズに対応する観点から制度の整備が行われてきたところである。

しかしながら、平成14年以降の不正表示事件の多発など、食に対する信頼性を揺るがす事態の発生により、JAS制度を取り巻く状況が一変し、食の安全・安心への対応がこれまで以上に厳しく問われている。このことから、JAS制度についても、消費者の食の安全・安心に係るニーズに的確に対応できる仕組みとなっているかどうかを検証し、食に対する信頼性の更なる確保と新しい社会の変化への対応を見据えた制度へと見直していく必要がある。

一方、行政改革の一環として、登録認定機関等のいわゆる検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成17年度までに見直すことが閣議決定されている。したがって、行政改革の方向性を十分に踏まえた上で、JAS制度の信頼性を確保するための認証制度のあり方について検討することが不可欠となっている。

このため、本検討会は、平成15年10月以降、今後のJAS制度のあり方について精力的に検討を行い、農林水産省によるパブリックコメント、各地における説明会等の機会を通じた国民各層からのご意見も踏まえつつ、本報告書を取りまとめた。農林水産省におかれては、本報告書で示された見直しの方向性を踏まえ、将来に向けて国民から信頼されるJAS制度の構築に努められたい。

なお、個別のJAS規格や品質表示基準の内容については、それぞれ農林物資規格調査会（以下「JAS調査会」という。）及び農林水産省と厚生労働省が共同開催する「食品の表示に関する共同会議」において検討が進められていることから、本検討会では、個別のJAS規格や品質表示基準そのものの検討ではなく、JAS制度の全体的な枠組みの見直しについて議論を行い、その方向性を取りまとめたところである。

## 検討に当たっての基本的な視点

### 1 JAS規格のあり方

JAS規格は、飲食料品等の品質が全般的に低かった時代から、まがい物・粗悪品の防止や個別の飲食料品等の品質の向上に大きな役割を果たしてきている。しかしながら、飲食料品等の製造管理技術が高度化するとともに、消費者の嗜好に対応して製品が多様化する中で、JAS規格の役割・コンセプトが不明確となり、消費者にとってJASマークの意味が分かりにくくなっている。

また、近年、食の安全・安心等への消費者の関心の高まりを受け、現行のJAS制度においても、有機JAS規格、生産情報公表JAS規格等により、食の安心の

確保に寄与してきたほか、林産物についても、シックハウス対策の一環として、木質建材のホルムアルデヒド放散量区分の設定及び見直しを行ってきたところである。しかしながら、消費者から、飲食料品について正確で分かりやすい情報開示等が求められていることに対し、現行のJAS制度では必ずしも十分に対応できていない側面もある。今後は、これらの新たな社会的ニーズにより一層的確に対応していくため、JAS規格のコンセプトを明確化するとともに、新たなタイプのJAS規格の制定を可能とするような枠組を検討する必要がある。

## 2 JAS規格の認証のあり方

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月閣議決定。以下「改革実施計画」という。)においては、公益法人が国の代行機関として行ってきた検査等の業務について、国の関与を最小限とし事業者の自己責任を基本とする観点から、JAS制度についても、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関(いわゆる「民間機関」)による検査・検定等の実施」とすることとされている。

この改革実施計画に従い、登録認定機関の「民間機関」としての事業の実施、登録基準の法律における明確化、事前チェック中心の体制から事後チェック中心の体制への転換といった形で登録認定機関に対する行政の関与のあり方を見直すと同時に、JAS規格制度の信頼性をより一層確保できる仕組みとするよう、JAS規格の認証のあり方を検討する必要がある。

また、登録外国認定機関の登録に当たって、その属する外国の制度が日本の制度と同等であることを要件とするいわゆる「同等性要件」については、市場開放の観点から、市場開放問題苦情処理対策本部(OTO対策本部)決定(平成15年3月)において見直しのための検討を行うこととされており、これに対応する必要がある。

さらに、事業者の認定を経ずに製品検査のみによって格付を行う制度(いわゆる種格付)については、現状としてJAS規格において原材料や製造方法が規定された品目が大宗を占め、生産行程の把握が不可能な種格付では的確な格付を行うことが事実上困難となっていることから、JAS制度の信頼性を確保するため、製造・流通の実態も踏まえながら、対応方策を検討する必要がある。

## 3 品質表示基準のあり方

製造業者等の事業者は、自らが供給する商品の品質に関して豊富な情報を有しているが、その情報のうち、消費者の商品選択に重要な要素となるものが消費者に適切に提供されない場合、事業者と消費者の間に情報のギャップが生じ、消費者の商品選択に当たり社会的な不利益が生じることとなる。

この情報ギャップを埋めるため、JAS制度としては、品質表示基準により、飲食料品に関して事業者が消費者に最低限伝えるべき情報についての表示を義務付け、消費者の信頼を得てきたところである。

しかしながら、最近の食の安全・安心に対する関心の高まりを踏まえれば、事業者が消費者に対し、義務表示事項だけでなく、飲食料品の生産過程を含む「品質」に関する正確な情報を自ら積極的に開示することは、消費者の利便の一層の向上につながるだけでなく、事業者にとっても消費者から高い評価を得る絶好の機会とな

ると考えられる。

このため、今後のＪＡＳ制度においては、

- (1) 品質表示基準により、飲食料品に関して事業者が消費者に最低限伝えるべき情報についての表示を義務付ける、
- (2) 義務表示事項ではないが、消費者の商品選択に有益な情報で、その情報について表示又は公表可能な事業者が一定程度見込まれるものについては、ＪＡＳ規格制度を活用し、第三者認証を前提とした情報開示を推進する、
- (3) (1)及び(2)以外の事項についても、事業者が自主的かつ積極的に商品情報を開示することが望まれる一方で、消費者に対する誤認を防止する必要があることから、品質表示基準の一般誤認防止ルールにより内容物を誤認させるような表示を禁止する

という基本的な考え方の下、事業者の消費者に対する積極的な情報開示を推進していくことが重要である。

また、品質表示の適正化については、平成１４年のＪＡＳ法改正による公表の迅速化・罰則の強化や、平成１５年の農林水産省の組織再編による監視体制の抜本的強化が行われてきているが、品質表示基準違反が未だに数多く見受けられる現状に照らせば、品質表示の適正化について実効性を高めるための更なる制度的な工夫が必要と考えられる。

このような基本的な視点を踏まえ、「ＪＡＳ規格のあり方」、「ＪＡＳ規格の認証のあり方」及び「品質表示基準のあり方」についてそれぞれ検討を行った。

## ＪＡＳ規格のあり方

### 1 ＪＡＳ規格のコンセプトの明確化

#### 【現状】

既存のＪＡＳ規格においては、「特色規格」、「標準規格」、「等級別規格」、「業務用取引規格」の要素が混在しており、規格の性格が明確でない品目が多い。このため、消費者のほか、生産者、流通業者、実需者の間でもＪＡＳマークにより担保される内容についての共通認識が形成されず、ＪＡＳ規格制度が目指す政策目標が分かりにくくなっている。

#### 【対応方向】

ＪＡＳ規格の趣旨・内容を、消費者、実需者等の利用者にとって分かりやすく明確なものとするため、今後は、以下のように個々の規格の性格を明確に整理、分類していくべきである。

#### (1) 「特色規格 (specialized standard)」

消費者の商品選択に資する情報開示の一つの手段として、製品の品質（品位、成分、性能等）、生産・流通プロセス（原材料、製法等）又は公表される情報の種類の特色について、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化した規格。この「特色規格」においては、消費者にアピールできる生産プロセス又は品質等についての基準（例えば、「ある工程を一定時間以上かけて行う

こと」といった生産プロセスの基準や、「ある成分が一定以上含まれること」といった品質の基準等)を含むことを要件とし、その内容をJASマークに近接して簡潔に記載することを推奨すること等により、消費者が商品選択の際にJASマークを積極的に利用できるようにする。ただし、この「特色規格」は、「良いもの」、「悪いもの」という一方向の上下関係を示すものではなく、同じ品目でも複数の方向の尺度が存在することを前提とした立体的なものとする。

## (2) 「標準規格 (basic standard)」

生産、取引又は使用の合理化等を図るため、標準となる定義・品質(品位、成分、性能等)を示した規格。具体的には、

林産物のように原材料用に業者間で取引される品目で、一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点から標準が必要なもの、

消費者が調理等の材料とする品目で、一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点から標準が必要なもの、

最終製品として直ちに使用・消費に供される品目で、一定の品質が期待される、類似の名称のものが存在するなど、消費者保護の観点から名称や品質の標準が特に必要なもの

が対象となる。

なお、林産物のような業務用等の取引・使用規格については、当該品目の取引・使用の実態を踏まえ、用途別等に適切な等級・区分を設定する必要がある。

また、個々の規格の性格について、「特色規格」又は「標準規格」に明確に整理できないものについては、「改革実施計画」において「JASマークの対象品目の削減を行う」とされていることも踏まえ、廃止を検討することとする。

## 2 新たな社会ニーズに対応したJAS規格

### (1) 表示とリンクしたJAS規格

#### 【現状】

飲食料品については、品質表示基準において定める義務表示事項以外にも、広く原材料や生産方法等について詳しい情報を求める消費者が増えており、これに対応し、トレーサビリティや様々な強調表示を行う事業者が増えている。他方、近年の不正表示事件等を受け、消費者等からは、事業者責任を前提とした事後チェックのみならず、表示内容を第三者が事前認証する仕組みへのニーズが高まっている。このようなニーズに対応したJAS規格としては、現行制度上、有機農産物や生産情報公表牛肉等の規格が存在し、その内容は多様であるものの、いずれも生産の方法に関連した基準であることが法律上必要となっている。

また、弁当、惣菜等をはじめとした加工食品については、多様な原材料が使用されていることに加え、義務表示事項として表示しなければならない内容は増加する傾向にあるため、表示の文字数が多くなり、かえって消費者に分かりにくい表示となっているとの指摘がある。

#### 【対応方向】

JAS規格制度を活用して飲食料品等に関する情報開示を促進する観点から、有

機 J A S 規格や生産情報公表 J A S 規格のほかにも、義務表示事項以外の表示内容の真正性について第三者が認証を行う J A S 規格、すなわち、品質についての基準を含まない、表示についての基準のみを内容とする J A S 規格の制定が可能かどうか、法制的な側面から検討する必要がある。その際、J A S 法における「規格」が品質に関する基準を含むことを必要条件としていることから、その考え方を変えることが J A S 制度全体に大きな影響を及ぼすと予見されるが、表示についての基準のみを内容とする J A S 規格の制定が困難と判断される場合であっても、現行の J A S 規格制度を活用して飲食料品等の情報開示を促進することを検討すべきである。

また、上記の検討と併せて、事業者の認定の技術的基準に、記録の作成・保存義務を規定した上で、登録認定機関に認定された事業者に対し、商品に物理的に貼付した文字としての表示以外の方法（I C タグや二次元バーコードを利用した端末画面による表示等）で一部の義務表示事項の表示を行うことを認める J A S 規格の制定の可否について検討すべきである。

## （２）流通の方法に関する J A S 規格

### 【現状】

現行制度では、J A S 規格として「生産の方法についての基準」を定めることができ、基準どおりの方法で生産された製品であることを認証する J A S 規格（有機農産物、地鶏肉、熟成ハム類等）及び生産段階の履歴情報が基準どおりに記録・保存され、事実即して公表された製品であることを認証する J A S 規格（生産情報公表牛肉等）が定められている。一方、飲食料品に関する情報開示の促進やトレーサビリティの推進に寄与する「流通の方法についての基準」は法律上定めることができないこととなっている。

### 【対応方向】

消費者への積極的な情報提供等を推進する観点から、「生産の方法についての基準」に加え、例えば、基準どおりの方法で流通された製品であることを認証する J A S 規格、流通段階の履歴情報が基準どおりに記録・保存され、事実即して公表された製品であることを認証する J A S 規格（生産情報公表規格と併せてトレーサビリティ規格となる）等、「流通の方法についての基準」を定めた J A S 規格の制定が可能かどうか、法制的な側面から検討する必要がある。

## （３）その他の J A S 規格

### 【現状】

現行制度上、J A S 規格の対象は、飲食料品及び油脂、農産物・林産物・畜産物・水産物及びそれらの加工品で政令で定めるものであり、としては、生糸、いぐさ製品（畳表）、一般材、合板（航空機用のものを除く。）、床板（フローリング）等が政令で指定されている。

また、生鮮食品についての J A S 規格は、現状では、地鶏肉、有機農産物、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉の４品目のみとなっている。

### 【対応方向】

生鮮食品については、平成 11 年の J A S 法改正により認定事業者による自己格付制度が導入され、日持ちのしない食品についても格付が制度的に可能となって

いること、果物の糖度等の非破壊検査の技術が進歩しており、技術的にも格付が可能な状況となっていることを踏まえ、取引・使用の合理化に資する観点から、例えば加工食品の原料となる野菜・果物等、生鮮食品についてのJAS規格を広く制定していくことを検討する必要がある。

また、従来JAS規格の対象に含まれていなかった品目についてのJAS規格や、飲食料品や林産物の品目横断的な品質又は生産プロセス等の特色に関する新たなタイプのJAS規格の制定については、JAS規格は個別の物資に着目して定められる規格であり、個別の物資を離れて事業者そのものに何らかの地位を付与する規格ではない、国家規格としてJAS規格を制定し、特色の明確化又は名称等の標準化を図る必要があるか、他法令による表示・マーク制度を踏まえ、さらにJAS規格制度として対応すべき観点があるか、といった点に留意しつつ、将来的な規格制定も念頭に置きながら対応していく必要があると考えられる。

### 3 JASマークのあり方

#### 【現状】

製品がJAS規格に適合するとして格付を受けたことを示すJASマークについては、実態として、

- (1) 製品の目立たないところに付されている場合が多く、認知度が低いこと、
- (2) ほとんどのJASマークがロゴマークのみの表示であり、製品が適合しているJAS規格の内容や、製造業者等の品質管理体制等が第三者認証により担保されていることが消費者及び実需者に伝わっていないこと、
- (3) JAS適合品を原材料として使用しても、その旨を最終製品に表示している例が少ないこと

から、消費者への情報開示手段としてはアピール力が弱く、また、JASマークが4種類あることで、内容が分かりにくくなっているとの指摘もある。

#### 【対応方向】

JASマークが消費者の商品選択の指標として活用されるためには、JAS規格の内容を消費者にとって分かりやすい特色があり、事業者にとってもアピールするメリットのあるものとするとともに、それらの内容について普及啓発が十分に行われることが前提であることは言うまでもない。

その上で、マークの種類、デザイン、大きさ、表示位置等、視覚的に消費者にアピールできる方策を検討すべきである。ただし、規格の種類に応じて異なるマークが氾濫すれば、かえって消費者において混乱を招きかねないことから、マークの種類は必要最少限とし、「特色規格」については当該規格で明確化される特色をJASマークに近接して強調表示することを推奨すること等により、規格の性格を明らかにすべきと考えられる。

また、登録認定機関による第三者認証を受けていることをアピールし、登録認定機関の責任を明確化するとともに、登録認定機関と関係のない第三者によるJASマークの不正使用を防止する一つ的手段として、全ての種類のJASマークについて、有機JASマークと同様、登録認定機関名を併記することとすべきである。

その他、JAS規格に適合するとして格付を受けた原材料を使用した製品について、その原材料がJAS規格適合品である旨を消費者にアピールするため、最終製

品に J A S 適合品原材料を使用している旨の表示を推奨していく必要がある。

#### 4 J A S 規格の制定・見直しの基準への反映

##### 【現状】

J A S 調査会では、J A S 規格の制定や見直しに当たり、現在、次の基準を定めている。

##### (1) 規格の制定の基準

製品の品質に大きな格差があり、関係者から強い要望があり、かつ、小売販売額が 100 億円以上である場合、又は政策的な必要性がある（国際的規格、消費者ニーズの変化等）場合に規格の制定を検討する。

##### (2) 廃止の是非を検討する基準

製造業者が限定され製品の品質に格差が小さい場合、小売販売額が著しく低下した場合、格付率が著しく低い場合等に規格の廃止の是非を検討する。

なお、この基準に照らし、平成 12 年度以降、全品目の概ね 4 割に該当する 38 品目について J A S 調査会で規格の廃止が決定されている（平成 16 年 9 月末現在）。

##### (3) 改正の是非を検討する基準

良質な製品を提供する観点、消費者ニーズに対応した製品を提供する観点、取引の合理化を図る観点、国際的規格との整合性を図る観点から改正の必要性が認められる場合に改正を行う。

##### 【対応方向】

J A S 規格の制定・見直しの基準については、上記 1 から 3 に掲げた J A S 規格・マークのあり方を反映し、J A S 調査会においては、平成 17 年度からの 5 年ごとの規格見直しのプロセスの中で次のような点について具体的に検討を行う必要がある。なお、検討に際しては、国際的な規格の動向を考慮する必要がある。

##### (1) 規格の見直しの基準

既存の規格については、その利用状況等を勘案しながら、今後も全ての規格を 5 年以内に見直すこととする。その際には、次のとおり、「特色規格」とするか、「標準規格」とするか、個々の規格の性格づけを明確化する。

##### (a) 「特色規格」とする場合

消費者ニーズを踏まえ、製品の品質（品位、成分、性能等）、生産・流通プロセス（原材料、製法等）又は公表される情報の種類の特色について、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化した規格を定めることとする。また、J A S マークに近接して表示することを推奨する内容について、J A S 調査会にて検討し、消費者に対しアピールすべき点を明確化する。

##### (b) 「標準規格」とする場合

次の から に該当する品目については、「標準規格」として見直しを行う。

原材料用に業者間で取引される品目で一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点から標準が必要なもの

消費者が調理等の材料とする品目で一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点から標準が必要なもの

最終製品として直ちに使用・消費に供される製品で、一定の品質が期待される、類似の名称のものが存在するなど、消費者保護の観点から名称や品質の標準が特に必要なもの

「標準規格」の定義については、基本的な原材料、製法等を中心に、当該品目が一般的に具備すべき要件を規定する。品質（品位、成分、性能等）の基準についても、取引・使用の合理化又は消費者保護の観点から必要なものを規定することとし、原材料リストや数値基準は簡素化を図る。また、林産物のように業務用等の取引・使用規格については、取引・使用の実態に合った適切な等級・区分を設ける。

(c) 「特色規格」及び「標準規格」のいずれにも該当しない場合

個々の規格の性格について、「特色規格」又は「標準規格」に明確に整理できない場合は、廃止を検討することとする。

具体的には、現行の製品のほとんどが期待される品質に到達しており品質の格差が小さい、消費者の嗜好が多様化し特色の明確化を行う統一的な尺度が存在しない等の理由で「特色規格」とすることが困難な場合、又はマーケットが継続的に縮小している、規格や認定の技術的基準がJASマークの貼付の有無にかかわらず生産、取引又は使用の際に一定のスタンダードとして機能しなくなっている、消費者保護の観点から名称・品質の標準の必要性が特に認められなくなっている等の理由で「標準規格」とすることが困難な場合は廃止の方向で検討する。

なお、廃止の要件に該当する規格について、関係者（行政の担当部局を含む。以下同じ。）の側から存続を希望する場合は、当該関係者自身がJAS調査会において、「特色規格」あるいは「標準規格」として存続すべき明確かつ合理的な根拠を説明できるものに限り、規格の存続を検討する。また、このような明確かつ合理的な根拠となり得る事項は、可能な限りあらかじめ見直しの基準において類型化（例えば、「規格改正により廃止の基準に合致しなくなることを客観的に明示」、「『特色規格』として存続を希望するには、特色を明確化する新たな尺度を提案」、「『標準規格』として存続を希望するには、関連製品も含めれば小売販売額が一定額以上あり、かつ、名称・品質を標準化して区別すべき類似の名称のもの等が存在すること等を明示」等）する必要がある。

(2) 規格の制定の基準

新たに制定する規格は、JAS規格の目的や役割を利用者に分かりやすいものとするため、「規格の見直しの基準」の(a)又は(b)により、「特色規格」か「標準規格」を明確にした上で制定を検討することとする。なお、「規格の見直しの基準」の(a)又は(b)に該当することについては、制定を要望する関係者自身が、JAS調査会において説明を行うこととする。

(3) 他制度との連携の観点

他法令に基づく基準等におけるJAS規格の引用は、品質の向上及び情報の提供というJAS規格の機能をより効果的に発揮するためにも重要であり、規格の制定・見直しに当たっては、他制度におけるJAS規格の引用も念頭に置いた規格の内容とするよう、他制度との連携を図りながら、規格の制定・見直しを進める。

また、他法令に基づく基準等を J A S 規格に引用している場合には、当該基準等が改正される際に、J A S 規格を形式的に改正する必要が生じるが、このような場合に迅速に J A S 規格を改正できるよう、J A S 調査会部会を経ずに J A S 調査会総会のみで議決を行うことを明確にすべきである。

## J A S 規格の認証のあり方

### 1 改革実施計画に係る J A S 制度の対応方向

#### ( 1 ) 登録認定機関の登録における行政の関与のあり方

##### 【現状】

法律上、登録認定機関になろうとする者が登録に当たって満たすべき基準として次の事項が規定されているが、その詳細は省令、告示及び通知で定められていることから、行政の裁量の余地があり、透明性に欠けるとの指摘がある。

- (1) 認定業務に従事する者の資格・人員及び認定業務の管理に関する事項が大臣の定める基準に適合していること（詳細は告示で規定）
- (2) 十分な経理的基礎を有する法人であること（詳細は通知で規定）
- (3) 役職員の構成が、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと（詳細は省令及び通知で規定）
- (4) 認定に関する業務以外の業務を行うことによって、認定が不公正になるおそれがないこと（詳細は通知で規定）

また、現行法では、事前の厳格なチェックにより法令違反を防止する観点から、登録認定機関は認定業務規程及び認定手数料について、業務開始以前に農林水産大臣の認可を受けることとなっている。

##### 【対応方向】

改革実施計画において、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で登録」することとされていることを踏まえ、登録基準を政令、省令、告示、通知ではなく原則として法律に明記するとともに、登録以外の事前チェックの手段として位置づけられている、認定業務規程及び認定手数料の「認可制」については「届出制」とすべきである。

また、法律に規定すべき登録基準については、以下の理由から I S O（国際標準化機構）が定めた製品認証機関に対する一般要求事項（以下「I S O ガイド 6 5」という。）を登録基準として引用することが適当と考えられる。

- (1) I S O ガイド 6 5 には、現行の登録基準には定められていない「認証機関による認証取消権限」、「認証事業者に対するサーベイランス」、「異議申立て手続」、「機密保持」等が定められており、基準として網羅的である。
- (2) I S O ガイド 6 5 は欧米の有機農産物等の認証機関の審査基準としても用いられており、登録基準について、国際的な整合性を確保する観点からも好ましい。

なお、J A S 法に I S O ガイド 6 5 を引用するに当たり、J A S 法と I S O ガイド 6 5 の用語の使い方の差異（J A S 法上の「事業者の認定」、「製品の格付」と I S O ガイド 6 5 上の「製品認証機関の認定」、「製品の認証」等）については、整理を検討する必要がある。

## ( 2 ) 登録認定機関の業務実施における行政の関与のあり方

### 【現状】

現行の J A S 法では、事業者の認定は本来行政が行うべき業務であるが、これを登録認定機関が行政の代行として実施しているとの考え方の下、

- (1) 農林水産大臣（以下「大臣」という。）による事業者の認定が可能である、
- (2) 登録認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、大臣に対して行政不服審査法による審査請求が可能である、
- (3) 登録認定機関の役職員にはみなし公務員規定、秘密保持義務が適用されるという制度となっている。

また、認定業務規程の認可や認定手数料の認可といった事前チェックによる法令違反の防止を重視しており、登録認定機関の業務を直接是正させるための事後的な処分が制度的に存在しない。

### 【対応方向】

改革実施計画の方向性を踏まえ、事業者の認定は、行政代行性のない「民間機関」による事業として位置付け、大臣は認定の実施主体とならないこととすべきである。ただし、例外的に、登録認定機関が存在しない場合又は天災等の理由により登録認定機関の業務実施が困難な場合において大臣が暫定的に認定を行う等の措置の必要性について検討すべきである。また、大臣に対する審査請求、役職員のみなし公務員規定及び秘密保持義務について、廃止を検討する必要がある。

また、認定業務規程及び認定手数料の届出制への移行と併せて、事後チェック体制を整備することにより制度の信頼性を確保する観点から、登録認定機関に対する登録基準への適合命令及び業務改善命令を創設すべきである。

## ( 3 ) 登録認定機関、認定事業者の取消等における行政の関与のあり方

### 【現状】

登録認定機関については、登録基準に適合しなくなった場合、認定業務規程によらず認定を行った場合、不正な手段で登録を受けた場合等には、大臣は直接認定業務停止命令又は登録取消を行うことができる。

また、認定事業者については、認定の技術的基準に適合しなくなった場合、格付を行わずに製品に J A S マークを付して販売等を行った場合、不正な手段で認定を受けた場合、格付の改善命令又は J A S マークの除去・抹消命令に違反した場合等に、大臣は当該事業者の認定を取消することができるが、登録認定機関には認定事業者の認定取消権限がない。

さらに、登録認定機関が認定業務を廃止した場合、認定業務停止命令又は登録取消を受けた場合等において、当該登録認定機関の認定を受けた認定事業者の取扱いが明確になっていない。

### 【対応方向】

登録認定機関に対しては、事後チェック体制の充実の観点から、不正な手段で登録を受けた場合等を除き、認定業務停止命令又は登録取消の前に、登録基準への適合命令又は業務改善命令を行うことができるような制度とすべきである。

認定事業者（認定外国事業者も同じ）に対しては、登録認定機関の登録基準として認証機関による認証取消を前提とする I S O ガイド 6 5 を採用する以上、登録認

定機関が認定事業者の認定を取消すことができるようにすべきである。ただし、認定取消要件については、登録認定機関ごとにばらつきが生じないように、行政においてガイドライン等で示す必要がある。

また、認定事業者は、認定を受けた登録認定機関により定期的に監査を受けるべき旨を法定化し、定期監査を受けない場合は認定が失効することとすべきである。さらに、登録認定機関が認定業務を廃止した場合又は登録取消を受けた場合等においては、当該登録認定機関から認定を受けた事業者の認定が失効することとすべきであるが、このような事業者自身が責を負う事由のない場合においては、当該事業者が、他の登録認定機関による再認定へ円滑に移行できるように、一定期間は暫定的に国又は独立行政法人農林水産消費技術センターが定期監査を行うことを検討するとともに、他の登録認定機関から再認定を受ける際の手続を簡便なものとする等の救済措置を検討すべきである。

(注)有機JAS規格や生産情報公表JAS規格に係る登録認定機関に対する国の関与の仕方については、改革実施計画によれば、他のJAS規格と異なる取扱いとする余地もあるが、制度の分かりやすさ及びその統一的な運用を図る観点から、他のJAS規格と同様の取扱いとすることが適当と考えられる。

## 2 登録外国認定機関の登録に係る同等性要件

### 【現状】

平成11年のJAS法改正により、外国機関も登録外国認定機関として登録を受けることが可能となった。登録外国認定機関の登録に当たっては、以下の理由から、当該外国のJAS法類似の制度が我が国のJAS制度と同等であることが要件とされている。

- (1) 認定業務を外国機関に認めるかどうかは、我が国の貿易政策上の問題として、相手国が我が国と同等以上の措置を講じているかという比較衡量の結果判断されるべきと考えられたこと。
- (2) 生産・品質管理体制等の審査で認定された事業者が製品の規格適合性を判定する、登録認定機関は客観的・公平に事業者の認定を行うといったJAS規格の認証制度の考え方が相手国に普及していることを、同等性要件によって担保することが法制的に必要と考えられたこと。
- (3) 国の代行機関である登録認定機関と同等の機能を有する外国登録認定機関の登録に当たっては、JAS制度と同等の制度が存在する国において、外国機関が何らかの公的な役割を果たしているという実績が必要と考えられたこと。

しかしながら、この同等性要件については、市場開放の観点から、平成15年に市場開放問題苦情処理対策本部（OTO対策本部）において見直しのための検討を行うべきとの決定がなされている。

### 【対応方向】

登録外国認定機関の登録に当たっての同等性要件については、以下の理由から、法制的な観点を精査しつつ、撤廃の方向で検討していくことが適当と考えられる。

- (1) 外国機関も登録を受けることが可能な制度を有する主要国では、同等性要件を課していないことから、貿易政策上の観点からも、JAS制度における同等性要

件は必ずしも必要とは言えないと考えられること。

- (2) 登録認定機関の登録要件として引用する予定のISOガイド65に従って審査を十分に行えば、登録要件として国としての同等性要件まで課す必要性は少ないと考えられ、また、有機農産物等について、国際規格であるコーデックスガイドライン（コーデックス有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン）を踏まえた認証制度の考え方が世界的に普及してきていること。
- (3) 登録認定機関は「民間機関」として業務を実施する方向で見直すことから、これに類似する外国登録認定機関についても、当該外国において行政代行的な役割を果たしているという実績を求める必要がなくなること。
- (4) 工業標準化法に基づくJISマーク制度においても、外国の製品認証機関（外国登録認定機関）の登録に当たり、同等性要件は課していないこと。

当然ながら、登録外国認定機関に係る審査及び監督については、国内の登録認定機関と同様、行政において適正に行っていく必要がある。また、外国の機関に対しては属地主義の原則から罰則の適用は困難であるが、現行制度においても、国内の登録認定機関であれば罰則が課される違反行為を行った登録外国認定機関に対しては、登録取消が可能な制度となっており、この点は今後も維持すべきである。

なお、外国で「有機」と認められた農産物について輸入業者が有機JASマークを貼付することを認める場合に必要とされる同等性は、上記とは異なるものであり、この仕組みは当該外国と我が国の有機農産物の制度及び規格の同等性がある場合のみ認められるべきであることから、引き続き、同等性要件を維持することが必要である。

### 3 登録格付機関等による 種格付

#### 【現状】

平成11年のJAS法改正により、登録認定機関に認定された製造業者等による自己格付が原則となり、登録格付機関、都道府県又は独立行政法人農林水産消費技術センターが実施している製品検査のみによる格付（種格付）は、畳表、生糸、林産物等におけるニーズはあるものの、品目全体の中では極めて限定的なものとなっている。

一方、食の安全・安心への関心の高まりを受け、JAS規格の内容として、原材料や製法が限定された品目が多くなっているが、原材料の使用や製造方法といった生産行程の把握が不可能な種格付では必ずしも的確に格付を行うことができない現状にある。

また、種格付においては、仮に格付後に問題が生じても、格付を申請した事業者の責任を問う仕組みを構築することは困難である。

さらに、現在の格付検査の方法では、例えば、認定を受けていない一般事業者が、JAS規格不適合品が含まれている製品を登録格付機関に格付申請し、サンプリング検査の結果、格付に合格してしまう可能性が生じている。この場合、登録格付機関としては格付方法を誤ったわけではなく、また、上述のとおり、格付を申請した一般事業者に対してもJAS法上の責任は問えないことから、JAS規格不適合品の流通が放置されてしまう可能性があり、JAS制度の信頼性確保の観点から早急な対処が必要となっている。

### 【対応方向】

食の安全・安心のニーズに応えたＪＡＳ規格の内容に的確に対応するとともに、ＪＡＳ制度の信頼性を確保するためには、登録格付機関、都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターが実施している現在の枠組みにおける種格付の制度を廃止することが適当である。今後は、製品の原材料及び製法等の生産行程を把握・管理できる事業者が登録認定機関による認定を受けた上で格付を行う制度、すなわち格付について認定事業者自らが責任を有し、何らかの問題が発生した場合には認定の取消等の制裁措置が行われる認証制度に一本化する方向で検討すべきである。

ただし、製造業者が零細であり、認定を受ける体制を整えることができない等の事情により、結果的に種格付が依然利用されている品目が存在することも踏まえ、事業者認定を前提とした製品認証制度への一本化に当たっては、生産行程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付を行うことが可能な制度とすべきである。また、この場合において、現在のＪＡＳ規格、認定の技術的基準及び検査方法の内容をそれぞれ再精査すること等により、検査・格付が適正に実施されるよう十分な環境整備を行い、現行でスポット的に格付を受けている事業者が新たな制度に円滑に移行できるよう留意するとともに、制度変更に対応可能な十分な経過期間を設ける必要があると考えられる。

なお、全ての製品について、全ての規格項目を検査し、格付を行うことができる品目にあっては、事業者認定による生産行程の把握を前提とせず、最終製品の全品検査のみによる格付を可能とすることを検討する必要がある。

## 4 ＪＡＳ規格の認証に係るその他の課題

### (1) 登録認定機関による製品検査について

#### 【現状】

登録認定機関は、製造業者等の生産・品質管理体制等を審査して認定を行い、認定を受けた事業者が自ら製品を格付しＪＡＳマークを貼付することとなっており、制度上、登録認定機関が製品のＪＡＳ規格適合性を直接チェックする仕組みとはなっていない。

#### 【対応方向】

食の安全・安心のニーズによりの確に対応し、ＪＡＳ制度の信頼性を確保する観点から、認定事業者自身による格付に加え、登録認定機関が、少なくとも認定時及び監査時に、当該製品がＪＡＳ規格に定めた品質又は生産プロセス等の基準に適合することを、直接チェックするような仕組みを制度化する必要がある。

### (2) 認定の技術的基準のあり方

#### 【現状】

事業者が認定を受けるための技術的基準には、品質管理に当たって、事業者が内部規程に定める事項等が規定されているものの、その具体的内容が明確に示されていない。このため、登録認定機関が、ＩＳＯガイド６５で禁じられたコンサルティングを行わざるを得ない原因となる可能性があるほか、認定事業者を適切に監視・指導する上でも不十分な内容となっている。

また、認定事業者が、品質管理等に資するために、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証も取得している場合、認定の技術的基準とISO9001の要求事項の内容に重複する部分が存在しても、事業者は、JASとISO9001の各々の審査及び監査に別個に対応している。

#### 【対応方向】

認定の技術的基準については、事業者認定を通じたJAS規格の認証の信頼性を高めるため、登録認定機関が事業者に対する審査又は監査の過程で、何らかの指導・助言を与えざるを得ない現状を踏まえ、認定を受けようとする事業者に分かりやすいものとなるよう技術的基準の内容を明確にすべきである。

具体的には、内部規程に定めるべき事項等について技術的な検討を行い、より詳細な内容を告示又はガイドライン等に示す必要がある。特に、認定の技術的基準に、製造、品質管理等の各段階における記録の作成・保存義務を明確に規定すべきであり、このことにより、認定事業者は、記録の作成・保存についても第三者認証を受けることとなり、表示への疑義、食品事故等の問題が起きた際の原因究明が容易になる等、トレーサビリティに資することとなる。さらに、事業者の関心が高いISO22000の動向を踏まえ、その考え方を取り入れることについても検討する必要がある。

また、品質管理体制の整備を進める事業者の負担を軽減する観点から、登録認定機関による事業者の認定審査及び認定後の監査の際に、ISO9001又は検討中のISO22000の認証取得事業者については、認定の技術的基準で規定した事項と同じ事項を定めた部分がある場合には、当該部分について調査等を簡素化することを検討すべきである。

### (3) 格付検査の方法のあり方

#### 【現状】

JAS規格への適合性を認証するための製品の生産プロセス又は品質に関する格付検査の方法（サンプリング方法、測定方法及び判定方法）については、測定方法がJAS規格の中で基準値と併せて規定されているほか、サンプリング方法及び判定方法が告示で定められている。

JAS規格に規定されている規格適合性の判断のための成分等の測定方法については、技術の進歩に対応していない、複数の測定方法の中で、当該測定方法を選択した妥当性の検証等が必ずしも十分になされていないといった問題がある。

さらに、告示で定める格付に当たっての検査方法（検査の際のサンプリング方法等）については、JAS規格への適合性を検査する際のサンプリングの頻度及び抽出方法等について品目ごとにばらつきが見られるほか、近年、食品の定義や規格基準において使用できる原材料や製法が限定されてきている中で、「最終製品の検査」という検査方法だけでは、規格への適合性のチェックが困難となってきている。

#### 【対応方向】

規格基準値の測定方法については、技術の進歩に対応した新たな分析方法の調査検討、妥当性等についての検証を中心に技術的な検討を行うべきである。

格付検査の方法についても、JAS規格の認証の信頼性を高めるため、その内容を明確にする方向で検証を行うべきである。具体的には、以下の点を中心に、技術

的な検討を行う必要がある。

- (1) 認定事業者の自己格付におけるサンプリング方法の妥当性の検証及び品目統一的な考え方の整理
- (2) 登録認定機関による事業者の認定及び監査の際の製品検査の方法
- (3) 最終製品による検査が困難と思われる使用原材料・製法等に関する検査方法
- (4) 自己検査に馴染みにくい官能的形質（色沢、香り、味、食感等）に関する検査方法
- (5) 検査業務の管理方法（試薬や機械器具の管理、検査員の資格等）

さらに、新たに制定の可能性を検討する表示内容の真正性を認証する J A S 規格やトレーサビリティ規格にあっては、事業者のコンプライアンス体制により一層関わることとなることから、その検査方法について、技術的な検討を行う必要がある。

## 5 独立行政法人農林水産消費技術センターの位置付け

### 【現状】

登録認定機関の登録審査や登録認定機関への立入検査等については、制度上、全て国が実施することとされている。しかし、実態的には、農林物資の製造実態や品質管理体制等について豊富な知見を有する独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「消費技術センター」という。）の関与が必要となっている。（事業者に対する立入検査については、現行でも大臣の命令に基づき消費技術センターが実施することが可能）

### 【対応方向】

登録機関による検査・認証制度を定める他法令（消費生活用製品安全法、工業標準化法等）では、その登録に当たって必要な調査を独立行政法人に行わせることができる旨が規定されていること、今後、登録認定機関の登録基準として I S O ガイド 6 5 が採用されることで専門的な知見がより一層必要となることが見込まれることも踏まえ、J A S 法においても、登録認定機関の登録に係る必要な調査を消費技術センターに行わせることができるよう検討を行うべきである。

また、事後チェック体制の整備の観点から、消費技術センターが、登録認定機関の業務監査や立入検査等のチェック機能を担える仕組みを検討すべきである。

さらに、それらの業務を扱うためには、消費技術センターは、製品認証機関を審査する機関についての基準である I S O ガイド 6 1 の要求事項を満たす必要があると考えられる。

## 品質表示基準のあり方

### 1 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合

#### 【現状】

加工食品の一括表示欄中の「名称」については、加工食品品質表示基準において、「その内容を表す一般的な名称」を表示することとされ（一般名称ルール）、「内容物や品質を誤認させるような表示」は禁止されており（一般誤認防止ルール）生鮮食品についても同様の扱いとなっている。一方、J A S 規格制定品目を中心とした特定の品目については、個別品目の品質表示基準で定める厳密な定義に合致する場

合に限って、当該品目の名称の使用が認められる仕組みとなっており、これに違反すれば指示・公表や罰則の対象ともなり得る仕組みとなっている。

このような厳格な名称規制については、従来、定義に合致しないまがい物を厳しく排除することにより、消費者保護の役割を果たしてきたと考えられる。しかしながら、特定の品目についてのみ厳格な名称規制を課しているのは、平成12年以降、品質表示の義務付け対象が全ての飲食料品に拡大された現状においては厳格に過ぎる規制となっていると考えられる。

また、消費者が商品を選択する際、その製品が何であるかを認識するには、一括表示欄の名称表示よりも商品名や強調表示を重視する傾向が強く、こういった面からも、現行制度は名称表示について必要以上に厳しい規制となっていると考えられる。

さらに、このような名称規制に対しては、「製造・加工技術等の多様化に対応しきれない」、「誤認の恐れが小さい場合でも、必要以上の規制を課して、消費者の商品選択の幅を狭めている」等の指摘もある。

#### 【対応方向】

品質表示基準による特定品目の名称規制については、まがい物の防止等、一定の役割を果たしていると考えられるが、一括表示欄の名称表示に必要以上に厳しい規制を課すことには問題が多いと考えられることから、消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がある場合を除いて、原則として廃止を検討すべきである。

このように、品質表示基準による名称規制を廃止した場合でも、その内容物や品質を誤認させるような名称表示は、一般誤認防止ルールにより、当然、取り締まられるべきものである。その際、JAS規格や個別の品質表示基準に規定された個別品目ごとの定義は、「一般的名称」の拠り所と考えられ、一般誤認防止ルールによる判断基準として採用される可能性があるが、誤認表示に当たるか否かの具体的な判断基準については、混乱が生じないように行政において予め何らかの基準を示しておく必要がある。

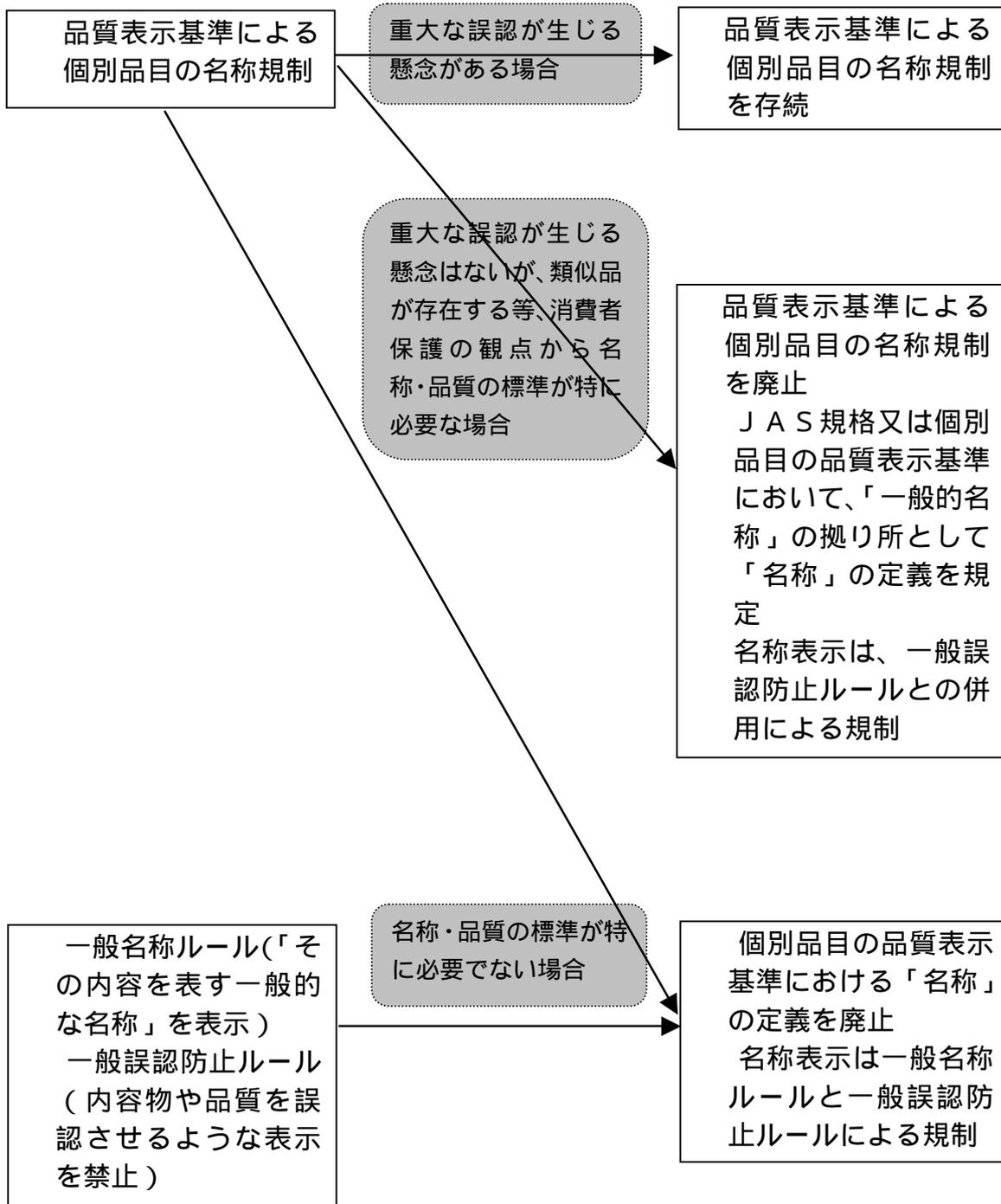
また、個別品目の品質表示基準における名称・定義以外の項目（食料缶詰の固形量、果実飲料の「濃縮還元」等の特別な義務表示事項等）については、分かりやすい表示ルールを実現する観点から、その必要性について個別に精査し、品目横断的な品質表示基準に整理統合することが可能かどうかも含め検討を行うべきである。

なお、品質表示基準による名称規制の廃止等に当たっては、専門家の意見も踏まえ、JAS調査会における検討の過程で、これにより消費者に重大な誤認が生ずる懸念がないことを確認する必要がある。

(図) 個別品目の名称規制のあり方

(現状)

(今後)



は、JAS調査会において検討

## 2 表示規制の対象の拡大

### 【現状】

流通形態の変化、輸送条件の向上、食品の日持ち向上等に伴い、飲食料品についてはインターネット販売やカタログ販売等、店頭で商品を直接確認しない販売形態が広く行われるようになってきている。しかしながら、このような商品購入の際には、インターネット上の商品情報やカタログ記載の情報が商品選択の拠り所となるにもかかわらず、これらの商品情報は、現行制度上、JAS法に基づく表示義務の対象としていないため、商品の選択時に商品の情報が適切に消費者に伝わらない等の問題が懸念される。

### 【対応方向】

JAS法は飲食料品等の物資自体にまず着目し、それに直接結びつく表示を規制する法制度であり、広告一般を直接規制する制度や取引の方法そのものを規制する制度ではない。

他方、前国会で成立した消費者基本法で「表示の適正化」等を定める規定において「広告」が含まれることを明示する改正を行っていることや、現在のインターネット販売やカタログ販売の広がりを踏まえれば、それらに対応した表示形態の規制のあり方について検討すべきである。具体的には、例えばホームページ、カタログ等でも、消費者がそれを見て商品を選択し、購入を決める媒体（店頭に赴かなくても商品を購入できる販売形態に限り、チラシ等最終的に店頭で商品の表示を確認できる形態を除く。）について、品質表示基準による表示規制の対象に含めることが可能かどうか、法制的な側面及び取締りの実効性の観点から検討すべきである。また、仮に品質表示基準による規制が困難と判断される場合であっても、どのような措置が可能かについて検討すべきである。

なお、こうした販売形態の場合、一定期間に販売される商品の情報をまとめて提供すること、カタログ等の印刷・配布と実際の商品の製造・発送にタイムラグが生じること等から、必ずしも商品に付される表示事項と同様の表示事項が必要とは限らないことに留意すべきである。

また、今後の技術開発の進歩に伴って情報開示の媒体及び内容が変化していく可能性も念頭に置き、情報開示の範囲や情報提供の方法等については、不断に見直しを行っていく必要がある。

## 3 表示の適正化の実効性の確保

### (1) 表示違反に対する監視指導等

#### 【現状】

原産地偽装等の不正表示事件の続発を踏まえ、平成14年のJAS法改正により公表の迅速化及び罰則の大幅な強化が行われたところであり、これに従い、現在、違反事業者に対して国が行う指示については全て公表する等、表示基準違反に対しては厳正な対処がなされている。

また、平成15年の農林水産省の組織再編により、食品表示についての監視体制が抜本的に強化され、生鮮食品の表示実態調査、特定の食品の原産地表示の真正性の追跡調査、有機農産物に係るほ場調査や店頭調査等が全国的に実施されてきてい

る。

#### 【対応方向】

食品表示の現場において、行政機関による調査がいつでもあり得るという緊張感を維持し、表示の適正化を推進するため、引き続き行政による強力な監視指導及び違反への厳正かつ機動的な対応が必要である。

また、表示の適正化の実効性確保に当たっては、JAS法に基づく指示・公表、命令、罰則以外にも、例えば公益通報者保護制度等、消費者保護法制全般の仕組みを活用することが適当である。

### (2) 表示を行う際の根拠書類等の保持

#### 【現状】

生鮮食品の義務表示事項については、一般消費者に直接販売を行わない販売業者（卸売業者等）にも表示が義務付けられている一方で、加工食品の義務表示事項や、生鮮食品・加工食品とも任意で表示する事項については、事業者が表示を行う際に、根拠書類等がなくても電話等による聞き取り情報のみを基に表示を行うことが可能であり、表示内容の根拠が残らない場合がある。

このため、表示違反の疑義が生じた場合でも、その疑義を裏付ける書類が存在せず、行政による監視指導等の実施の上で支障をきたすほか、表示を行う事業者にとっても仕入れ先からの確実な情報提供が担保されないという問題がある。

#### 【対応方向】

事業者に表示内容の根拠となる書類の保持を義務付けることにより、表示を行う事業者が仕入れ先から確実な情報提供を受けることを担保し、表示の適正化を推進するとともに、行政による食品の表示の監視指導等の実効性を高める観点から、品質表示基準において「表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項」として、中小事業者による実行可能性も考慮しながら、表示に際して何らかの根拠書類や電子情報を保持し、求めに応じて開示することを規定することについて検討する必要がある。

## ＪＡＳ制度のあり方検討会開催要領

農林水産省消費・安全局

### 第１ 趣旨

- 1 行政改革大綱に基づく「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月閣議決定)において、ＪＡＳ規格について、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関が製造業者の認定等を行うこととされていることを踏まえ、認証制度の今後のあり方について検討を行う必要がある。
- 2 一方、「食の安全・安心のための政策大綱」において新しいニーズに対応したＪＡＳ規格の制定を進めることとされていること、不正表示事件の多発により消費者の関心が高まる中で、より信頼される食品表示を目指していくための方策を検討する必要があることから、ＪＡＳ規格の今後のあり方について、品質表示制度との関係も踏まえながら検討を行う必要がある。
- 3 このため、新たなＪＡＳ制度のあり方を検討することを目的に、農林水産省消費・安全局長の検討会を開催することとする。

### 第２ 検討事項

次の事項について順次検討を行う(なお、既存のＪＡＳ規格や品質表示基準の見直しについては、ＪＡＳ調査会や食品の表示に関する共同会議において引き続き検討を進める)。

- 1 行政改革への対応方向の検討
- 2 新たなＪＡＳ規格・認証制度のあり方の検討
- 3 その他

### 第３ 構成

検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

### 第４ 座長

- 1 検討会に座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

### 第５ 運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 会議は公開とする。
  - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。

- ( 3 ) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

(別紙)

J A S 制度のあり方検討会 委員名簿

有馬 孝禮	宮崎県木材利用技術センター所長
井澤 俊正	社団法人日本農林規格協会専務理事
岩崎 充利	財団法人食品産業センター理事長
岩田 修二	社団法人全国清涼飲料工業会技術委員長
大木 美智子	消費科学連合会会長
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会常務理事
沖谷 明紘	日本獣医畜産大学応用生命科学部教授
奥野 和雄	全国農業協同組合連合会コンプライアンス・業務監査部次長
高野 ひろみ	全国消費者団体連絡会事務局
田中 隆行	前 社団法人全国木材組合連合会副会長
丹 敬二	日本生活協同組合連合会テストキッチン・表示企画室長
畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
増田 淳子	ジャーナリスト
丸井 英二	順天堂大学医学部教授
水野 葉子	特定非営利活動法人日本オーガニック検査員協会理事長
森澤 重雄	全国農業協同組合中央会食料農業対策部長
山根 香織	主婦連合会常任委員
山本 隆司	東京大学法学部助教授

( は座長、 は座長代理。五十音順、敬称略)

## J A S 制度のあり方検討会の検討経過

### 第1回 平成15年10月1日

- ・ 座長の選任について
- ・ 現行 J A S 法の規格・表示制度について
- ・ J A S 法を巡る現状と課題について

### 第2回 平成15年11月13日

- ・ 第1回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 規格を巡る現状の紹介
- ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に係る J A S 制度の対応方向について

### 第3回 平成15年12月12日

- ・ 第2回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に係る J A S 制度の対応方向について

### 第4回 平成16年1月28日

- ・ 第3回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 規格制度の今後のあり方について

### 第5回 平成16年3月16日

- ・ 第4回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 規格制度の今後の展開方向について

### 第6回 平成16年4月16日

- ・ 第5回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ 品質表示の適正化に向けた J A S 制度の対応方向
- ・ 登録外国認定機関の登録に係る同等性要件について

### 第7回 平成16年5月19日

- ・ 第6回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 制度のあり方検討会 中間取りまとめ（案）について

### 第8回 平成16年6月29日

- ・ 第7回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 制度のあり方検討会 中間取りまとめ（案）について

### 第9回 平成16年10月26日

- ・ J A S 制度のあり方検討会 最終報告（案）について